社会福祉法人本永福祉会 行動計画

職員がその能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日~令和10年3月31日の3年間

【女性活躍推進法・次世代法共通】

- 2. 目標 年次有給休暇取得率 60%以上の従業者割合を 60%以上とする。
- 3. 取組内容・実施時期
- ●4月・5月

前年度の個人別年次有給休暇の取得率を集計し、令和7年度の目標取得日数と併せて 各従業員に通知。

●7月·8月

4~6月の実績を集計し、取得状況を各従業員に通知。

●10月・11月

4~9月の実績を集計し、取得状況を各従業員に通知。取得が進んでいない従業員については、本人・所属先上長に対して取得を促すよう伝達。

●1月·2月

4~12月の実績を集計し、取得状況を各従業員に通知。取得が進んでいない従業員については、本人・所属先上長に対して取得を促すよう伝達。

【公表事項】(令和7年3月1日時点)

- 1. 全労働者に占める女性労働者の割合 72.6%
- 2. 管理職に占める女性労働者の割合 60.0%